

唐桑沿岸波浪計非常用
発動発電機点検調整仕様書

令和 7 年度
仙台管区気象台

1. 件 名

唐桑沿岸波浪計非常用発動発電機点検調整

2. 目 的

本作業は、非常用電源である発動発電機の機能を保全し、波浪観測施設へ安定した電源供給を維持するために点検調整を実施するものである。

3. 完了期限

令和7年12月26日（金）

4. 作業場所

宮城県気仙沼市唐桑町崎浜 1－1 唐桑沿岸波浪計

5. 対象機器及び数量

型式 CF07-5S（タイセイ電機㈱） 1台

6. 連絡先

（1）仙台管区气象台 気象防災部 観測整備課（提出物に関すること）

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1－3－15

TEL 022-290-6881

（2）仙台管区气象台 総務部 会計課（契約に関すること）

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1－3－15

TEL 022-297-8101

（3）気象庁 大気海洋部 環境・海洋気象課（作業に関すること）

〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3－6－9

TEL 03-3434-9126

7. 監督及び検査

（1）仙台管区气象台が任命する監督職員により、点検整備が仕様書等の関係書類の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

（2）監督職員は、作業の進捗状況と提出書類の内容に関して、補足説明や補足資料の提出を受注者に要求することができる。その内容及び資料の提出場所については、受注者は監督職員の指示によること。

（3）受注者は、本仕様書の内容に疑義を生じた場合には、速やかに監督職員に指示を求めること。この場合この指示が文書によってなされるよう、受注者は監督職員に対し要求することができる。点検整備作業完了後に総合動作状況について、検査職員が検査を行う。

8. 提出書類

以下の書類を監督職員へ電子ファイルで提出すること。電子ファイルは汎用性の高い形式（エクセル、ワード、PDF等）とすること。なお、提出期日は土曜日、日曜日及び祝日を含めないものとする。

（1）工程表

受注者は、本作業に係る工程表を作業開始前10日前までに監督職員に提出し、その承認を得ること。

（2）作業日報

受注者は、作業の内容と作業従事者の「所属、氏名」を記載した作業日報を、その都度作成し監督職員に提出すること。作業日報の書式は別紙のとおりとすること。

（3）点検調整完了報告書

受注者は、点検調整が完了した旨の報告書を完了後速やかに作成し監督職員に提出すること。

報告書には、点検調整および部品交換等の作業写真に説明を付けたアルバムを添付すること。
また、これを収録した電子媒体（DVD等）を気象庁 大気海洋部 環境・海洋気象課に送付すること。

9. 連絡及び指示事項

- (1) 本作業を行う者は、該当機器を熟知した者であること。
- (2) 本仕様に関し、疑義を生じた場合は監督職員と打合せの上、その指示に従うこと。
- (3) 本作業に当たり十分な養生を行うとともに、塵埃が散乱しないよう処置すること。万一他の施設、設備に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復すること。
- (4) 作業時間は、原則として官庁執務時間（平日の08時30分から17時15分）内とする。また、時間外の作業については監督職員の許可を得ること。
- (5) 本仕様を含めた点検項目、作業内容について事前に監督職員と協議し、承認を得ること。
- (6) 本仕様に明記されていない部分についても、受注者側で当然行うべき事項は、監督職員の指示により処理点検すること。
- (7) 点検上必要な各装置の図面等は、期間中申し出があれば貸与する。
- (8) 本仕様の点検に伴う光熱水費等は、当台の負担とする。
- (9) 運用中の機器または業務に支障を与えないように十分留意すること。
- (10) 点検で異常を発見した場合は、監督職員に報告しその指示に従うこと。
- (11) 作業に際して生じた廃材等は、関係法令に従って受注者で適法処分すること。
- (12) 波浪観測施設は本作業期間中も運用するため、施設への商用電源供給は安全性を十分確保した上で本作業期間中も継続させること。商用電源の供給停止が必要な場合は、1回の停止時間を3時間以内とすること。

10. 保 証

点検調整完了後、1年以内において明らかに受注者の保守作業に起因する故障または不都合が生じた場合は、受注者の責任において速やかに必要な処置をとること。

11. 仕 様

別表1に示す点検整備項目について点検調整及び整備を行うこと。また、別表2に示す部品および消耗品について交換を行うこと（交換部品は受注者にて準備すること）。なお、商用給電の停止・再開を伴う動作試験は、沿岸波浪計への給電状況を確認するため、気象庁 大気海洋部 環境・海洋気象課（TEL 03-3434-9126）に連絡した上で行うこと。

作 業 日 報

令和 年 月 日			曜日		天 候			
契約件名		唐桑沿岸波浪計非常用発動発電機 点検調整			会 社 名 等			
作業時間		時 分～ 時 分			作業責任者			
作業場所				作業人員		技術者 名	工 数	技術者 人時
						労務者 名		労務者 人時
会社名・所属等		氏 名		会社名・所属等		氏 名		
作業内容								
打ち合わせ事項								
材料等の搬入状況								
翌日の予定								

- 注 1 用紙の寸法は日本産業規格A列4とすること。
- 2 この様式は、適宜変更して差し支えない。その場合、できる限り上記内容を記載すること。
- 3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この日報の写しを持って報告書に代えることができる。
- 4 全作業従事者の「所属・氏名」を記載すること。

沿岸波浪計非常用発動発電機の点検・調整項目

点検項目		
(1)エンジンオイル系統		
	エンジンオイルの残量を確認し、漏れがないことを確認	○
	エンジンオイル交換	○
	オイルフィルター交換	○
(2)燃料系統		
	燃料の残量確認	○
	セジメンタの水位点検	○
	各配管、ホース、燃料タンクの状態を点検し、漏れがないことを確認	○
	燃料フィルター交換	○
	燃料ノズルの調整	○
	燃料タンクユニット（燃料計フロート）分解・清掃	○
(3)冷却系統		
	冷却水量の残量を確認し、配管等に漏れがないことを確認	○
	冷却水交換	○
	ファンベルトの点検	○
	ラジエーター清掃	○
(4)吸排気系統		
	エアーフィルター清掃	○
	バルブクリアランス点検	○
	排気管、マフラー点検	○
(5)発電機		
	運転時の異常音、振動、異臭の有無の確認	○
	発電出力（負荷側末端の電圧、周波数）の確認	○
	ブラシ・スリップリングの点検	○
	絶縁抵抗測定(電機子・界磁、3MΩ以上)	○
(6)始動系統		
	バッテリー電圧、端子部、外観等の点検	○
	バッテリー交換	○
(7)エンジン本体		
	外回りのボルト・ナット等の点検、増し締め	○
	オイル・燃料の漏れ、外観異常の有無の確認	○
	排気状態の異常の有無の確認	○
	運転時の異常音、振動、異臭の有無の確認	○
	防振ゴムの点検	○
(8)保護（警報機能）装置		
	各表示ランプの確認 (油圧低下、水温上昇、冷却、始動渋滞、過電流、過電圧、過回転)	○
(9)制御盤		
	各メータの動作確認(表示値が正常であることの確認) (発電機電圧計、発電機電流計、発電機周波数計、充電器電圧計)	○
	操作パネルの動作点検 (始動、停止ボタン、故障復帰、操作切替スイッチ)	○
	充電器の動作確認	○
(10)キュービクル		
	排気・吸気口の点検	○
	錆、腐食、塗装の剥がれ等損傷の点検	○
(11)総合動作試験		
	商用給電を停止した際に、1分以内に発動発電機が始動して沿岸波浪計への給電が行われることを確認すること。また、商用給電を再開した際に自動的に発動発電機が停止することを確認すること。	○
	全ての点検終了後、発動発電機の実負荷運転を30分以上実施し、周波数及び電圧が負荷側において規定値であることを確認すること。また、手動及び停電自動にて正常な起動運転・停止が行えることを確認すること。	○

沿岸波浪計非常用発動発電機の交換部品

品名	型番	数量
エンジンオイル	API規格CD級以上、SAE粘度指数10W-30	2.05L
オイルフィルタ	クボタ 品番15853-32430	1個
燃料フィルタ	クボタ 品番1T021-43560	1個
冷却水	マツダロングライフクーラント同等品	2.25L
バッテリー	55B24R(36Ah)	1個
バッテリーターミナル	蝶ねじタイプ	2個